

●この資料は、10月21日にプレスリリースした内容と同じものです。

平成23年10月25日

広島大学と日本赤十字社との協定の調印式について

広島大学(東広島市:浅原利正学長)と日本赤十字社(東京都港区:近衛忠輝社長)はこのたび、下記のとおり、放射線分野における教育、研究および診療等の協力に関する協定を締結することとなりました。

この協定は、相互の教育研究診療協力を推進し、その成果の普及を促進することにより、我が国の放射線分野および災害医療分野の発展・継承に寄与する人材の育成を目的とするものです。

つきましては、本協定締結に伴い、以下の通り調印式および記者との質疑応答を行いますので、ご多忙のこととは存じますが、ご取材くださいますようお願いいたします。

○調印式

1. 日 時：平成23年10月26日(水) 13時30分～

2. 会 場：日本赤十字社 本社 (東京都港区芝大門1-1-3)

※当日の受付は **13時から玄関前**で行い、時間5分前になりましたら、日本赤十字社の職員が会場へご案内いたします

3. 出席者：広島大学

浅原利正 学長

岡本哲治 理事・副学長(社会連携・広報・情報担当)

神谷研二 原爆放射線医科学研究所長

日本赤十字社

近衛忠輝 社長

大塚義治 副社長

山田史 事業局長

土肥博雄 広島赤十字・原爆病院長

○記者との質疑応答 調印式終了後

【お問い合わせ先】

広島大学社会連携・広報・情報室広報グループ TEL 082-424-6017

教育，研究及び診療等の協力に関する協定書

国立大学法人広島大学（以下「甲」という。）と日本赤十字社（以下「乙」という。）は，放射線分野における教育，研究及び診療等の協力に関し，次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は，双方の自主性を尊重しつつ，教育研究活動の一層の充実を図るとともに，相互の教育研究協力を推進し，その成果の普及を促進することにより，我が国の放射線分野，及び災害医療分野の発展・継承に寄与する。

（協力分野及び協力内容）

第2条 協力分野は，放射線影響に関すること，被ばく医療に関すること，がん治療に関すること，及び災害医療に関することとし，協力内容は，次のとおりとする。

- (1) 教育，研究及び診療等に関すること。
- (2) 教職員，医療系職員，事務系職員，学生及び研究生等の交流に関すること。
- (3) 研究資料，刊行物及び研究情報の交換等に関すること。

2 前項の協力に必要な具体的内容については，甲乙協議の上，決定する。

（協定の有効期間）

第3条 本協定の有効期間は，締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし，本協定の有効期間満了の日1か月前までに，甲乙いずれからも書面をもって終了の申し出がないときは，1年間延長するものとし，その後も同様とする。

（その他）

第4条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項は，甲乙協議の上，決定する。

本協定の締結を証するため，本書2通を作成し，甲乙記名押印の上，各1通を保有する。

平成 年 月 日

広島県東広島市鏡山一丁目3番2号
甲 国立大学法人 広島大学
学長 浅原 利正

東京都港区芝大門一丁目1番3号
乙 日本赤十字社
社長 近衛 忠輝